

令和三年十二月二十四日受領  
答弁第一一五号

内閣衆質二〇七第一五号

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員山本太郎君提出竹中平蔵氏の度重なる政府会議委員起用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山本太郎君提出竹中平蔵氏の度重なる政府会議委員起用に関する質問に対する答弁書

一の前段及び二について

デジタル田園都市国家構想実現会議は、内閣総理大臣及び関係国務大臣のほか、地方活性化及びデジタルに関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者をその構成員としているところであるが、個別の人事に関する検討の過程については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

一の後段について

竹中平蔵氏は、国家戦略特別区域諮問会議における有識者議員として、同会議における調査審議に参加してきたところである。

三について

お尋ねの「行政の歪みや利益誘導の点で問題がある」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国家戦略特別区域諮問会議は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）に基づき、国家戦略特別区域に関する重要事項について調査審議する役割を担うものとして設置され、内閣総理大臣及

び関係国務大臣のほか、経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する有識者議員をその構成員としてしている。また、同会議における有識者議員については、我が国全体の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るという目的に沿って、同会議における調査審議に参加している。

#### 四について

御指摘の「政府の経済関係会議体の人選」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、各種会議の構成員の選定と物価情勢との関係について一概にお答えすることは困難である。